

## 「鎌倉市における宿泊税制度の導入」について意見を募集します

市では、第4期鎌倉市観光基本計画に定める施策を着実に実行していくため、観光活動における受益者である観光客から一定の負担を求める仕組みの導入も含め、宿泊税等の安定した観光財源の確保に向けた検討を進めてまいりました。

この度、学識経験者、民間の有識者、市内宿泊事業者が推薦する者などから構成された「鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会」での検討において、本市における宿泊税の観光財源としての優位性を確認するとともに、その導入におけるメリットから判断し、まずは『宿泊税』を導入することが妥当との意見をいただきました。

宿泊税は、本市の観光振興や観光と市民生活の調和等に資するものと判断できることから、当該税制度の導入に向け、市民等の皆様から御意見をいただくため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

### 1 募集期間

令和8年（2026年）6月8日（月）～同年7月8日（水）まで（必着）

### 2 意見書の提出方法

所定または任意の様式に住所・氏名・電話番号・御意見を記載のうえ、以下の方法にてご提出ください。

#### (1) 直接提出

ア 文化観光部 観光課（市役所本庁舎1階）

イ 市役所本庁舎1階ロビーにある回収箱

ウ 各市立図書館にある回収箱

（ア、イでの受付は期間中の平日開館時間、ウでの受付は期間中の開館時間）

#### (2) 郵 送

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市文化観光部観光課宛

#### (3) ファクシミリ

0467-23-7505（観光課意見募集宛と明記ください）

#### (4) 電子メール

kankou@city.kamakura.kanagawa.jp

（メールの件名に「鎌倉市における宿泊税制度の導入」と記載してください。）

### 3 ご提出いただける方

市内在住・在勤・在学か本市に納税義務のある方などです。

（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号に規定された「市民等」）

### 4 ご意見の提出及びお問い合わせ先

鎌倉市文化観光部観光課 電話 0467-23-3000(代表)

### 5 意見等の公表

いただいた御意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除き、後日ホームページにて公表します。なお、個別での回答はいたしませんので、ご了承ください。

### 6 掲載ホームページ URL 及び二次元コード

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/syukuhakuzeiikenkoubo.html>

